

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年1月10日
【ファンド名】	インドネシア株式ファンド
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 堤 健朗
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー
【電話番号】	03-4587-6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【臨時報告書の提出理由】

インドネシア株式ファンドについて、繰上償還にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告の内容】

イ. 信託終了（繰上償還）の年月日

2025年2月27日（予定）

ロ. 信託終了（繰上償還）に係る決定に至った理由

本ファンドにおいて、運用の基本方針に従って効率的に投資ポートフォリオを維持するために必要な純資産総額は1,000万米ドル（約15億円）程度とされているなか、純資産総額が当該金額に近づきつつあります。このことから近い将来、運用を続けることが困難となることが想定され、また、本ファンドの投資信託約款に定められた信託契約の解約の基準である10億口にも迫る現状において、本ファンドの運用を終了し、運用資産を受益者の皆さまへお返しすることが受益者の皆さまに有利と認められると判断し、信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）するための手続きを行うことを決定しました。

ハ. 信託終了（繰上償還）に係る決定に関する情報の受益者に対する提供又は公衆縦覧

当該ファンドの知られたる受益者に対して、繰上償還に関する情報を記載した書面を交付します。